

訪問販売・電話勧誘販売におけるクーリング・オフの適用除外

1. 全部の履行が契約締結後直ちに行われることが通例である役務(サービスの提供)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる海上タクシーなどによる輸送</li> <li>・ 飲食店において飲食させること</li> <li>・ あんま、マッサージ又は指圧を行うこと</li> <li>・ カラオケボックスにおいてその施設又は設備を使用させること</li> </ul>
2. 販売条件の交渉が通例長期に行なわれる取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車販売と自動車リース</li> </ul>
3. 契約締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受けるものの利益を著しく害する恐れがある役務(サービスの提供)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、ガス、熱の供給</li> <li>・ 葬儀のための祭壇の貸与その他の便益の提供</li> </ul>
4. 使用もしくは一部の消費により価額が著しく減少する恐れがある商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康食品</li> <li>・ 不織布及び幅が13センチメートル以上の織物</li> <li>・ コンドーム及び生理用品</li> <li>・ 防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤(医薬品を除く)</li> <li>・ 化粧品、毛髪用剤及び石鹸(医薬品を除く)、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム並びに歯ブラシ</li> <li>・ 履物</li> <li>・ 壁紙</li> <li>・ 配置薬</li> </ul>
5. 3,000円未満の現金取引	
6. 御用聞き、継続顧客との取引の場合の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引する意思を持って自分から業者を自宅に呼び寄せた場合</li> <li>・ 自分から業者に電話をかけさせた場合</li> <li>・ 店舗販売業者が行なういわゆる御用聞き販売</li> <li>・ 店舗販売業者が過去1年間に1回以上取引のあった顧客に対して行なう訪問販売</li> <li>・ 無店舗販売業者が過去1年間に2回以上訪問販売での取引のあった顧客に対して行なう訪問販売 次々販売の場合は、何回取引しても訪問販売(クーリング・オフの対象)になります。</li> <li>・ 業者が過去1年間に2回以上電話勧誘販売で取引のあった顧客に対して電話をかけた場合</li> <li>・ 事業所の管理者の書面による承認を受けて行なった職場販売</li> </ul>

全般的なクーリング・オフ適用除外

1. 店舗・営業所での契約	<p>但し、店舗・営業所で契約した場合でも次の場合はクーリング・オフできます。</p> <p>キャッチセールス・アポイントメントセールス エステ・語学教室・学習塾・家庭教師(通信指導含む)・パソコン教室・結婚紹介サービス マルチ商法・投資顧問契約など</p>
2. 通信販売	<p>雑誌・カタログ・チラシ・ダイレクトメール等の広告、ネットオークション、テレビショッピング、ホームページ、インターネット通販など、自分から電話・郵便・インターネットなどで申し込んだ場合はクーリング・オフできません。</p> <p>業者によっては自主的な返品・クーリング・オフ規定のある場合もあります。</p>

3. 短期または少額の特定期続的役務提供(エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚紹介サービス)契約	<p>【期間】 1ヶ月以内のエステ契約 2ヶ月以内の語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚紹介サービス契約</p> <p>【金額】 5万円以内(消費税を含む)の契約</p>
4. クーリング・オフ期間を過ぎてしまった場合	<p>但し、クーリング・オフ不告知やクーリング・オフ妨害があった場合はクーリング・オフできません。</p>
5. 特定商取引法の適用を全て除外する取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が商売のためにした契約</li> <li>・ 外国にいる者に対する販売</li> <li>・ 国又は地方公共団体と契約した場合</li> <li>・ 農業協同組合、消費生活協同組合、国家公務員共済組合、市町村職員共済組合、公共企業体職員等共済組合等並びにその連合会及び中央会、国家公務員及び地方公務員の職員団体、労働組合とその組合員等が契約した場合</li> <li>・ 業者とその従業員との契約</li> <li>・ 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売</li> <li>・ 弁護士、外国法律事務弁護士が行う弁護士法などに規定する弁護士業務</li> <li>・ 他</li> </ul>